



2023年11月16日放送

アンチ・ドーピング活動とスポーツファーマシスト

日本アンチ・ドーピング機構 医療・科学部
部長 鈴木 智弓

はじめに

オリンピック・パラリンピック大会を1年後にひかえ、そして、新型コロナウイルス感染症の規制緩和に伴い、2023年は各競技のオリンピック・パラリンピック予選、世界水泳、ラグビーワールドカップやバレーボールワールドカップ等の多くのスポーツイベントが日本をはじめ世界中で開催されています。

スポーツに関心のある方なら“ドーピング”という言葉を目にしたことがあると思います。ドーピングとは、「スポーツにおいて禁止されている物質や方法の使用によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」のことです。禁止薬物を意図的に使用することだけをドーピングと呼びがちですが、それだけではありません。意図的かどうかに関わらず、ルールに反して競技能力を高める様々な「方法」や、禁止物質や禁止方法の使用を「隠すこと」も含めて、ドーピングと呼びます。そして、アンチ・ドーピングとは、ドーピング行為に反対（anti アンチ）することで、教育・啓発や検査などの活動です。スポーツは、そもそも、その参加者がフェア（公正）でなければ成り立ちません。アンチ・ドーピング活動は、スポーツに参加するすべての人がフェアであることを担保し、また、アスリートの健康を保護するためにも、ドーピングの撲滅を目指しています。

私の所属する日本アンチ・ドーピング機構医療・科学部は、医師や薬剤師をはじめとする医療従事者の方々に関わるアンチ・ドーピング規則情報の提供、薬剤師に対して認定する公認スポーツファーマシスト制度の運営実務を行っています。また、国内のアンチ・ドーピング研究推進のための事業も行っています。

今回のテーマは、『アンチ・ドーピング活動とスポーツファーマシスト』です。すでにご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、スポーツファーマシストは、薬剤師に対する認定制度としては非常に珍しく、スポーツを対象領域とした認定制度です。今回は、スポーツファーマシストに焦点をあて、薬剤師のアンチ・ドーピング活動への関わりについて、①医療

従事者が関わるアンチ・ドーピング規則、②スポーツファーマシストの必要性の 2 つのポイントに絞り紹介します。

① 医療従事者が関わるアンチ・ドーピング規則

アンチ・ドーピングにおいて一番注目されることは、残念なことです。ドーピング検査で禁止物質が検出される違反事例です。禁止物質の使用が意図的であるか、ないかによらず、アスリートはアンチ・ドーピング規則違反の制裁が課されます。例えば、参加した競技会の成績失効や 44 年間の資格停止等です。違反の内容によって制裁は異なりますが、制裁が課されたアスリートにとっては、そのアスリート人生に大きな影響が及びます。では、意図的ではない違反とは何か。アンチ・ドーピング規則は全世界・全ス

ポーツ共通で、世界アンチ・ドーピング規程と 8 つの国際基準が定められています。その中の 1 つが、ドーピング禁止物質と禁止方法を定めた禁止表国際基準（禁止表）です。禁止表には、ベータ 2 作用薬、糖質コルチコイド、ベータ遮断薬等の医薬品として日頃から使用される物質が多く含まれています。この禁止表は毎年改定されますので、注意が必要です。また、ドーピングで禁止される物質をアスリートが治療のために使用する場合には、治療使用特例（英語名は Therapeutic Use Exemptions : TUE）という手続きが必要となります。TUE 申請書はアスリートと主治医が記載し、アスリートが提出します。TUE は TUE 国際基準の定める基準に基づいて、33 名以上の医師による厳格な審査で禁止物質の治療目的使用の適否が決定されます。したがって、客観的な診断根拠等の医療情報を添付する必要があります。

意図的でない違反には、アスリート自身が必要な TUE 手続きを怠り、治療目的で禁止物質を使用した結果である場合があります。

では、この違反を防ぐ方法は何か。アスリートの努力だけではこの違反は防げません。前述したとおり、TUE 手続きには医師の協力が必要です。そして、医薬品を服用することからも医師と薬剤師とがアスリートをサポートして初めて解決できることです。

10 年前と比較し、医療関係者におけるアンチ・ドーピングへの理解はかなり広がっていると感じますが、残念ながら、まだ十分な理解とは言えません。現在も多くのアスリートが、禁止物質の確認ができず、あるいは、TUE 手続きを行う際に難しい医療用語を理解できず、困っているのが現状です。

② スポーツファーマシストの必要性

2009 年、日本薬剤師会の協力のもと、世界で初めてアンチ・ドーピングに特化した薬剤師の認定制度を設立しました。設立目的は言うまでもなく、日本における“意図しないアンチ・ドーピング規則違反”を減らすためです。2024 年で 15 年目をむかえる認定制度で、医療現場やスポーツ界における“アンチ・ドーピング活動”への理解度を高める役割を果たしてきたと考えています。2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会においてもスポーツファーマシストの資格を有する薬剤師の方が活動しました。

スポーツファーマシストの認知度は、日本アンチ・ドーピング機構、日本薬剤師会、およびスポーツファーマシスト資格を有する多くの薬剤師の方の協力のもとスポーツ界に限らず、国内の医療現場や学校教育において10年以上かけて広く周知されてきたものと感じています。スポーツファーマシストの認定者は現在12,701人です。

スポーツファーマシスト制度の課題としては、スポーツファーマシスト資格を有していても実際の活動の場がないという意見があることです。しかし、今も多くのアスリートが、禁止物質の確認やTUE手続きで困っていることも事実です。

実際にドーピング検査の対象となるアスリートの数は限定されており、日常的に相談があるわけではありません。スポーツに参加するアスリートがどのようなプロセスで国内や世界トップクラスのアスリートとなるかは様々です。最近では、スポーツ競技が多種多様になり、『趣味で始めたスポーツだったが、少し強くなったことで競技会を意識した。気づいたら国際大会に出場できることになった』という相談も実際にあります。このような状況から、アスリートやサポートスタッフの視点では、体調を崩して医薬品を服用する際、つまり、薬剤師の服薬説明時に相談・確認できることの必要性が増しています。すなわち、身近に相談できる医療機関や薬局があることも重要です。ここで求められるのは、第一に禁止物質であるか否かの確認ができることです。ただし、これは禁止か否かだけを答えるだけでは不十分です。薬剤師だからこそできること、つまり、禁止されていない医薬品での治療の可能性の検討があります。これは、アスリートであることで生じる医療機関や薬局における疑義照会に類似しています。第二はTUE申請のサポートです。医師とアスリートへ手続きに関する助言ができること。最後にスポーツに理解を示すこと。アスリートやサポートスタッフに寄り添い、アスリートの求める情報提供を行うことも重要です。これらの3つの視点を持ち、医療現場の身近な存在としてアスリートに対応できる存在がスポーツファーマシストであると考えます。

また、スポーツファーマシストはスポーツを対象領域とする薬剤師との考え方から、対象範囲をアンチ・ドーピングに限定せず、広くスポーツを楽しむ人々へのサポートも視野に入れて、より充実させていくための検討を開始しています。

まとめ

スポーツにおけるアンチ・ドーピングには、医師や薬剤師の協力が必要な規則や手続きがあります。その規則の一つである禁止表は毎年改定され、また、TUE申請は煩雑な手続きです。アスリートに寄り添った身近な存在として、そして、医師と協力し、治療が必要なアスリートが適切な治療を受け、スポーツに参加できるようサポートしていくのが、求められるスポーツファーマシストと考えます。